

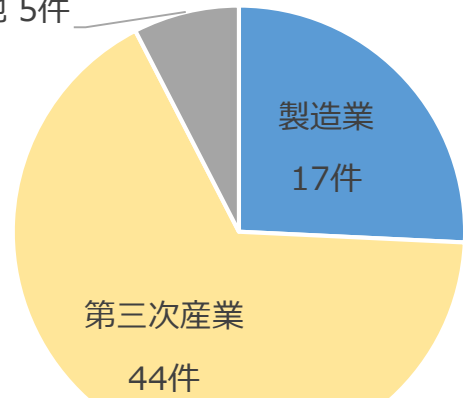
# 製造業、第三次産業の転倒災害を防ぎましょう！

武生労働基準監督署管内では、令和4年に66件（令和4年12月末速報値）の転倒災害が発生し、昨年より20件増加しています。

うち30件については、休業期間1か月以上となっており、軽視することはできない状況となっています。

また、ほとんどの転倒災害が、製造業と、商業や社会福祉施設などの第三次産業で発生しています。

その他 5件



令和4年業種別転倒災害の発生件数

## 通路での転倒に注意！

令和4年に発生した転倒災害の中で、起因物別では通路が最も多く、39件発生しています。通路での災害は、どういった状況で発生しているのでしょうか。

### 滑り



濡れた床面で滑る



台車に乗り上げて滑る

### 改善のポイント！

- ・こまめに床面の水分、油分をふき取る体制を整える
- ・耐滑性のある靴を着用し、摩耗した場合は交換する
- ・台車の置き場所を定め、所定の場所に保管する
- ・危険個所のマップを作成し、KY活動等で活用する

### つまずき



暗い中、材料につまずく



配線コードにつまずく

### 改善のポイント！

- ・通路と荷の置き場の区分を明示し、通路を確保する
- ・明るさを確保する
- ・5S(整理、整頓、清掃、清潔、しつけ)を徹底する
- ・焦らず歩くよう呼びかける

階段上につまずきは  
転落につながる



### 重量物の運搬中



重さでよろめく



荷物で視界が塞がる

### 改善のポイント！

- ・運搬用機械や台車を使用する
- ・荷物を小分けにする
- ・複数人で持ち運ぶ

体重に合わせた重さの荷物を  
運ばないと腰痛のおそれ  
もある



# 危険の「見える化」を行いましょ



階段に滑り止め防止マットを設置する



通路や置き場に線を引く



配線やホースを格納する

厚生労働省「あんぜんプロジェクト」ホームページの「見える」安全活動コンクールにて、上記の事例のほか、様々な「見える化」による転倒災害防止対策が掲載されています。

厚生労働省「あんぜんプロジェクト」

## 安全推進者を選任しましょ

労働者10名以上の、飲食店や社会福祉施設などの下記3号に該当する業種では、衛生推進者の選任が義務付けられていますが、「安全推進者の配置等に係るガイドライン」により安全推進者の選任も推奨されています。

安全推進者の職務には**職場環境の改善**や、**労働者の安全教育**が含まれています。

**安全推進者を中心とした安全管理体制を整え、転倒災害をなくしましょ！**

安全推進者の具体的な資格要件等については、右記二次元コード先の職場のあんぜんサイトをご覧ください。

### 【労働安全衛生法施行令第2条】

1号	林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
2号	製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業
3号	その他の業種



JISが規定する安全靴や公益社団法人日本法人保安用品協会が認証するプロテクティブスニーカーには、滑りにくさの指標となる**耐滑性**の有無が示されています。

水濡れや油による滑りに耐滑性のある靴を使用しましょ。

ただし、雪や氷による滑りには対応していないので注意が必要です。



雪で滑るなど、冬季特有の転倒災害も発生しています。武生労働基準監督署リーフレット「冬季の災害を防ごう!!」を参考に、雪道に適した靴や歩き方など、冬季災害を防ぐための知識を労働者に周知しましょ。

